



公共下水道へ接続のお願い

公共下水道の汚水管が整備されますと、トイレや流しなどの排水を接続（水洗化）することができるようになり、様々なメリットを受けることができます。接続については台所や浴室の排水は6か月以内、トイレの水洗化は3年以内をお願いしています。

雨水排水（ダクト排水、融雪槽排水等）については、余市町は分流式であるため接続することはできません。未接続の家屋や施設については、接続をよろしくお願いします。

○公共下水道に接続するメリット

- ・快適な生活環境～悪臭や蚊・ハエの発生などを防止し、快適な生活環境を創造します。
- ・トイレを快適に～清潔で、快適な水洗トイレが使用できるようになり、汲み取りの心配や浄化槽の管理がなくなります。
- ・川をきれいに～生活雑排水が川へ流れ込まなくなりますので、川がきれいになります。

○公共下水道に接続するには

余市町で排水設備工事（水洗化）をするときは、必ず町が指定した排水設備業者へ申込みください。指定業者については町ホームページ、または下水道課まで問合せください。

問合せ 下水道課 設備指導係 ☎21-2129



空き家所有者の皆さんへ

○冬期間の空き家の適切な管理について

冬期間は空き家の屋根からの落雪によって、道路の通行を妨げたり、近隣の建物や通行人に損害を与えたりする恐れがあります。また、空き家の維持管理を行わず放置すると、強風による屋根の飛散や雪の重さによる建物の倒壊等により、地域住民の安全な生活を脅かす状態になることも考えられます。

そのため、空き家所有者の皆さんは、落雪による事故が発生しないよう定期的に空き家の様子を確認し、屋根に雪が積もっている場合は雪おろしを行う等、適切な管理をお願いします。

なお、おろした雪については、敷地内に堆積するか専門業者に排雪を依頼し、道路等にはみ出さないように注意してください。

○空き家の売却等について

余市町では後志管内の市町村、建築・不動産の専門家団体および後志総合振興局と連携して、管内の空き家物件情報を登録・掲載する「しりべし空き家BANK（バンク）」を共同で運営しています。

空き家の売却や借家としての活用を考え、登録を希望される方は、問合せいただくか、「しりべし空き家BANK（バンク）」で検索し、「しりべし空き家BANK（バンク）」のホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり計画課 空き家対策担当 ☎21-2124



家屋を取り壊した場合は手続きが必要です

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局へ建物滅失登記の申請を行ってください。（後日、同局より当町へ通知されます）

また、取り壊した家屋が登記されていない場合は、税務課へ「建物滅失申告書」を提出してください。

これにより翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、年内に届け出がない場合、取り壊し状況が把握できず課税されることがありますので、お早めに手続きを行ってください。

年内に手続きができないときは、税務課へご連絡ください。

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115